



令和3年度 豊田市エコファミリー支援補助金 ～住宅編～



申請は、予算の範囲内で先着順に受け付けます。
(受付期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日)

豊田市では、エネルギーの地産地消に向けたスマートハウスの普及促進を図り、暮らしの低炭素化を推進することを目的に、以下の対象設備等の補助制度を設けています。

注意！ 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに設置完了したものが対象です。また、令和4年3月31日（木）までに支払完了している必要があります。

注意！ 設備設置の前と後、2回手続きが必要です。1回目は系統連系開始前（保証開始前）に、2回目は系統連系開始日（保証開始日）又は領収日のいずれか遅い日から2か月以内に申請してください。ただし、いずれの場合でも、令和4年3月31日（木）より後に申請はできません。

* 対象となる設備等 *

区分	スマートハウス化※1	ZEH※2	燃料電池	HEMS	蓄電池 or V2H	住宅用エコ窓改修
				既存住宅のみ	既存住宅のみ	既存住宅のみ
補助率等	定額	定額	設置費用の5%※3	設置費用の25%※3	蓄電容量1kWhあたり1万円	設置費用の5%※3
上限額	15万円	20万円	5万円	1万円	9万円	6万円

※1 太陽光発電システム、HEMS（家庭用エネルギー管理システム）、及び家庭用リチウムイオン蓄電池又は電気自動車等充給電設備（V2H）を同時に設置し申請するもの。

※2 国 ZEH 補助金の交付決定及び額の確定を受けている場合に対象。国 ZEH 補助金の対象であっても、蓄電池又はV2Hを同時に導入していない場合は、補助対象外。
(今年度は上乘せの補助ではなく、ZEH 単体での補助となります。)

※3 設置工事費を含む。

スマートハウスのすすめ

豊田市では、「創・省・蓄エネルギー設備」を全て導入した「スマートハウス」の普及を進めています。

特に、太陽光発電システム、HEMS、蓄電池の3つの機器をそろえた住宅については、補助金の他に、豊田市版環境減税「スマートハウス減税」を受けることができます。



補助金申請の流れ

注意：設備等設置の前と後、2回手続きが必要です！

1回目：「設置予定届出書」を系統連系開始前（保証開始前又は住宅用工コ窓改修は支払完了前）に提出

2回目：「交付申請兼実績報告書」を系統連系開始日（保証開始日）又は領収日^{※1}のどちらか遅い方から2か月以内^{※2}に提出
ただし、いずれの場合でも、**令和4年3月31日より後に申請はできません。**

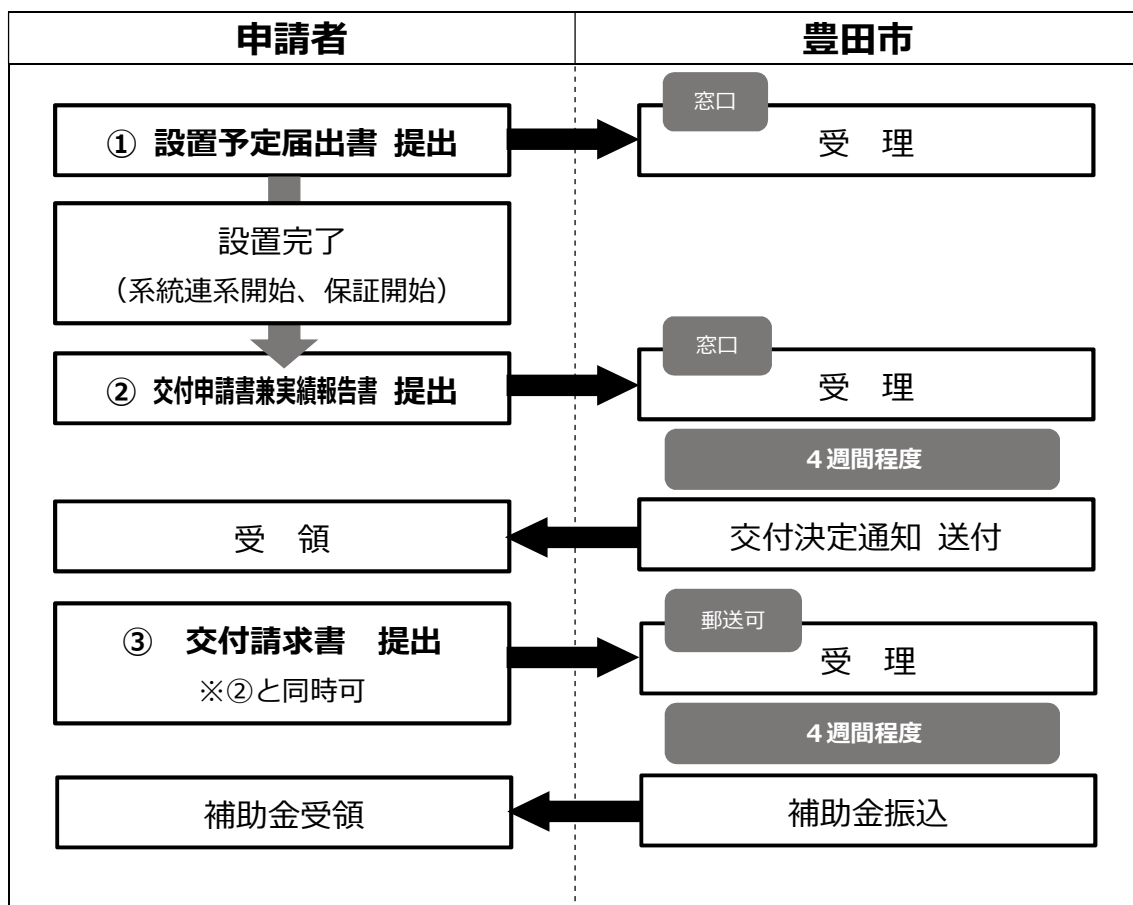
※1 分割払いで購入し領収書が発行されない場合は、分割払い契約日を支払完了日とする

※2 原則2か月後の同日

（ただし、同日が閉庁日の場合は、その日以降最初に到来する開庁日を期限とする）

★必ず、環境政策課補助金窓口（環境センター1階）に提出してください。

★郵送や支所での受付は行っておりません。



補助金の申請の前に要チェック！！

次のチェック項目で補助申請ができるか確認してください。

補助対象者ですか？ 注意：補助金の申請は同一年度内に1世帯につき1回限りです！

以下全ての項目に当てはまる方が申請できます。

- 豊田市民で、対象設備等を設置した住宅に住所を有する方**
※ 設置完了後の交付申請兼実績報告の時点で住民基本台帳法により記録されている方
- 豊田市税を滞納していない方**
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない方
- 燃料電池を申請する場合は、「とよたゼロカーボンバンク」に入会している方

補助対象設備等ですか？ 各補助メニューで以下のような要件を満たしている必要があります。

◆スマートハウス化設備（太陽光+HEMS+蓄電池 or V2H）及び ZEH◆

- 設置する設備が全て未使用品であること**
- 自ら居住する住宅において、自ら購入した対象設備を同時に設置すること**
※ 店舗等との併用住宅を含みますが、自らの居住部分でのみ使用されるもの。
- 系統連系日が令和3年4月1日～令和4年3月31日であること
- 太陽光発電システムが少なくとも太陽電池モジュール（1kW以上）、インバータ、保護装置から構成されていること（太陽電池モジュールのみ増設は対象外）
- HEMS（家庭用エネルギー管理システム）及び蓄電池又は V2H（電気自動車等充給電設備）が県（HEMS）や国（蓄電池・V2H）の補助対象に指定されている機器であること
※ 次ページに掲載する各機器単体補助項目も確認してください。
- ZEH を申請する場合は 国 ZEH 補助金の交付決定及び額の確定を受けていること

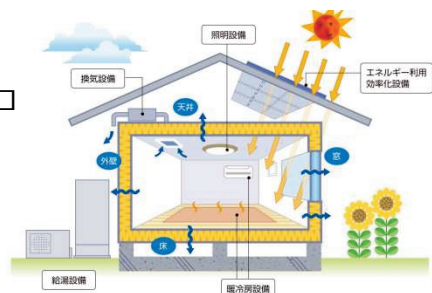
ZEHとは？

ZEH（ゼッチ：ネット・ゼロ・エネルギーハウス）とは、住宅の高断熱化・高効率化によって、快適な室内環境と大幅な省エネルギーを同時に実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費する正味のエネルギー量が概ねゼロとする住宅です。

エネルギー基本計画（2014年4月閣議決定）において、「住宅については、2020年までに標準的な新築住宅で、2030年までに新築住宅の平均で ZEH の実現を目指す」とする政策目標が設定されています。

国 ZEH 補助金には以下のようなものがあります

- (1) 環境省が実施する「戸建て住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援事業」
- (2) 経済産業省が実施する「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」
- (3) 国土交通省が実施する「LCCM（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス）住宅関連事業」



【燃料電池】

- 未使用品であること
- 自ら居住する住宅において、自ら購入した対象設備を設置すること
※ 店舗等との併用住宅を含みますが、自らの居住部分でのみ使用されるもの。
- 国が実施する家庭用燃料電池システム導入支援に係る補助事業を行うものが補助対象に指定するもの
- 保証開始日が令和3年4月1日~令和4年3月31日の間の日付になっているもの

【HEMS（家庭用エネルギー管理システム）】

- 未使用品であること
- 自ら居住する住宅（既存住宅のみ対象）において、自ら購入した対象設備を設置すること
※ 店舗等との併用住宅を含みますが、自らの居住部分でのみ使用されるもの。
- 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の補助対象となるシステムであること。
- 保証開始日が令和3年4月1日~令和4年3月31日の間の日付になっているもの

【蓄電池（家庭用リチウムイオン蓄電池）又はV2H（電気自動車等充給電設備）】

- 未使用品であること
- 自ら居住する住宅（既存住宅のみ対象）において、自ら購入した対象設備を設置すること
※ 店舗等との併用住宅を含みますが、自らの居住部分でのみ使用されるもの。
- 国が実施する補助事業の補助対象となっているもの
- 保証開始日が令和3年4月1日~令和4年3月31日の間の日付になっているもの

【住宅用エコ窓】※住宅用エコ窓では工事前の状態写真が必要です！！

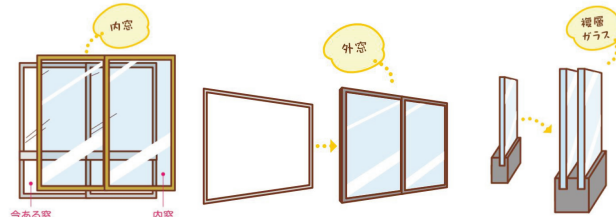
- 自ら居住する住宅（既存住宅のみ対象）において実施すること
※ 店舗等との併用住宅を含みますが、自らの居住部分でのみ実施されるもの。
- 領収日が令和3年4月1日~令和4年3月31日の間の日付になっているもの
- 居間又は主たる居室（寝室、風呂、トイレなど以外）を中心に設置すること
- 内窓設置、外窓交換、窓ガラス交換のいずれかを実施し、熱貫流率が $2.33\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$ 以下であること
- 改修する部屋の外気に接する全ての窓に設置・施工していること
- ZEH 補助を申請する場合は対象外

エコ窓とは？

外気に接する窓の断熱を実施するだけで、住宅の断熱性能は向上し、エアコンなど冷暖房の効きが良くなり、省エネにつながります。

【補助の対象となる工事】

- ・内窓設置、外窓改修、窓ガラス交換



提出書類（1回目）

1回目：設置予定届出書

提出書類	注意事項	✓
設置予定届出書 (共通様式第1号)	提出日は系統連系開始前（保証開始前、住宅用エコ窓設置の場合は支払完了日前）	

※注意※

系統連系開始日（保証開始日及び住宅用エコ窓に関しては支払完了日）以後の設置予定届出書の受付はできません。

「住宅用エコ窓改修」をする場合は工事前の状態写真が必要です。また工事箇所の確認のため図面をご持参いただくと手続きがスムーズです。

提出書類（2回目）注意：補助項目ごとに書類を作成してください！

2回目：交付申請兼実績報告

全ての補助メニューで共通する提出書類

提出書類	注意事項	✓
①交付申請兼実績報告書 (共通様式第2号)	補助項目ごとに1枚ずつ作成	
	申請日は系統連系開始日（保証開始日）、又は支払完了日（領収日）のどちらか遅い方の日付から2か月以内	
	申請者住所は提出時の住民票（住民基本台帳）の住所と同一	
②事業計画書兼事業実績書 (共通様式第3号)	補助項目ごとに1枚ずつ作成	
	事業完了日は系統連系日（保証開始日又は工事完了日）、又は支払完了日（領収日）のどちらか遅い方の日付	
③領収書の写し及び領収明細	補助対象経費 ^{※1} が明示されているもの（原則領収明細書の添付が必要です）	
④申請者の納税証明書（原本） ^{※2}	滞納していないことを証明するもの	
⑤交付請求書 ^{※3} (共通様式第6号)	申請者の住所、電話番号は①と同一	
⑥振込先口座の通帳の写し	表紙の中、支店名と名義人フリガナが記載されているページ	

※1 各補助項目の補助対象経費、補助率、及び上限額は7ページ目に掲載しています。

※2 納税証明書は市民課窓口（南庁舎1階）や各支所窓口で発行しています。（手数料200円）

※3 交付請求書も交付申請兼実績報告書と一緒に提出することができます。

各補助項目でそれぞれ必要な書類

項目	提出書類	注意事項	✓
スマートハウス化設備 一体的導入・ZEH	ア 事業詳細説明書 (スマートハウス化様式第1号)	太陽光モジュールの出力数に設置枚数を掛けた数値の合計が正しく記載されているか	
	イ 太陽光モジュールの配置図	申請者名、公称最大出力値を明記	
	ウ 系統連系申込時の配線図の写し	合計出力値が10kW以上の場合提出	
	エ 電力会社との太陽光契約の締結に関する通知の写し	契約名義人は申請者氏名と同一	
		設置場所は申請者住所と同一	
		系統連系日は設置予定届出日以降	
	オ HEMS及び蓄電池又はV2Hの保証書	セット機器型番・製造番号の記入があるか 氏名及び住所は申請者のものと同一	
カ 設置状態写真 (ア) 建物全景 (イ) 太陽光パネル (ウ) HEMS(2種) (エ) 蓄電池又はV2H(2種)	(ウ)及び(エ)については、①機器の設置・起動状態が分かる写真と②型番・製造番号が確認できるステッカー等貼付部の写真		
キ (ア) 国ZEH補助金額確定通知及び実績報告書の写し (イ) 住宅の売買契約書又は建築工事の請負契約書の写し	ZEH補助を申請する場合に提出 (ア) 額確定通知が提出期日までに届かない場合は交付決定通知を一旦提出 (イ) は補助金申請者が住宅の施工業者等である場合に提出		
燃料電池	ア 保証書の写し	氏名及び住所は申請者のものと同一 機器型番・製造番号の記入があるか	
	イ 設置状態写真(3種)	①設置状態が分かるもの ②燃料電池ユニット機器型番と製造番号が確認できるもの ③貯湯ユニットの機器型番と製造番号が確認できるもの	
HEMS	ア 保証書の写し	氏名及び住所は申請者のものと同一 システム型番・製造番号の記入があるか	
	イ 設置状態写真(2種)	①モニターなどで起動状態が分かる写真 ②システム型番と製造番号が確認できるもの	
蓄電池・V2H	ア 事業詳細説明書 (蓄電池・V2H様式第1号)	蓄電容量の記入及び申請額に間違いはないか	
	イ 保証書の写し	氏名及び住所は申請者のものと同一 システム型番・製造番号の記入があるか	
	ウ 設置状態写真(2種)	①設置状態が分かるもの ②システム型番と製造番号が確認できるもの	
	エ 所有する自動車の車検証の写し及び蓄電容量を証明する書類	V2Hの場合提出 カタログ等蓄電容量が明記されているもの	
住宅用エネ窓	ア 設置位置が明示された平面図及び設置するエネ窓の面積がわかる図面	平面図内に設置場所を明示。設置する窓が外気に接する部分であるか。(手書き可)	
	イ ガラス・サッシの性能を証明する書類	ガラス中央部の熱貫流率が $2.33\text{W/m}^2\cdot\text{K}$ 以下であることが分かるもの。使用材料の生産者が発行したもの	
	ウ 設置状態写真(2種)	工事箇所ごとの①工事着工前及び②着工後の状態が確認できるもの	

※※各補助項目の補助対象経費、補助率、及び上限額※※

補助項目	補助対象経費	補助率	上限額
スマートハウス化設備一体的導入	<p>太陽光+ HEMS+ 蓄電池又は V2H</p> <p>【太陽光】 太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、インバータ・保護装置、発生電力量計（モニター含む）、余剰電力販売用電力量計、配線・配線器具の購入・据付、対象システムの設置に係る費用 【HEMS】【蓄電池又はV2H】については単体補助の項目を確認 （運搬費、立会検査費、手続代行費、産業廃棄物処理費等の諸経費を含む）</p>	定額	15万円
	<p>ZEH （同時に太陽光+HEMS+蓄電池又はV2Hを設置すること）</p> <p>※ZEHを構成する設備のうち、太陽光発電システム、HEMSの設置費を除く費用 【高断熱外皮】 外壁、外気に接する天井、屋根、最上階の床、基礎に用いる断熱材及び窓（ガラス、サッシ）の購入及び設置に係る費用 【空調設備】 冷暖房設備の熱源機、及び室内機（エアコンのみ）の購入及び設置に係る費用 【給湯設備】 給湯設備の熱源機、貯湯タンクの購入及び設置に係る費用 【換気設備】 換気設備（24時間換気設備）の本体の購入及び設置に係る費用 【照明設備】 主たる居室、その他の居室、被居室で用いる照明設備に係る費用</p>	定額	20万円
燃料電池	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品（リモコン、配管カバー、燃料電池システム試運転に係る費用等）、配線・配線器具の購入・据付、配管・配管器具の購入・据付及びこれらの工事に付随する設置に係る費用	設置費の5%	5万円
HEMS	データ集約機器、通信装置、制御装置、モニター装置、計測機器、配線・配線器具の購入・据付その他システムの設置に係る費用	設置費の1/4	1万円
蓄電池又はV2H	リチウムイオン蓄電池、制御部、電力変換装置及びその他付属機器（計測表示装置、配線、配線器具）の購入及び設置に係る費用	蓄電容量 1kWhあたり 1万円	9万円
住宅用エコ窓	設備本体（内窓、外窓、ガラス交換）、設備の設置に係る費用	設置費の5%	6万円

※設置（工事）に係る費用には運搬費、立会検査費、手続代行費、産業廃棄物処理費等の諸経費を含む。

※V2Hにおいて、PHV、EVを有していない場合の容量は4kWhとみなす。（FCVは蓄電機能を有していないため、4kWhとみなす）

MEMO

お問合せ先

豊田市環境政策課補助金窓口（豊田市役所環境センター 1 階）

〒471-8501 豊田市西町 3-60

電話：0565-41-7391 / FAX：0565-41-7392

Email：ecolife@city.toyota.aichi.jp

月曜日～金曜日 午前 9 時 00 分～午後 4 時 4 5 分

（土日祝日、年末年始の閉庁日は、受付できません）

